


みなかみ町空き家バンク活用補助金(空き家等購入)の申請の流れ

みなかみ町空き家バンク活用補助金(空き家等購入)の申請から振込までの流れです。申請者は空き家バンク登録物件(土地または土地付き建物)の売買契約締結、所有権移転登記、代金支払いが完了し、その後、みなかみ町へ転入または町内転居を行い、住民票移動が完了した段階で申請が可能となります。以下の流れを確認し、段階ごとに手続きを実施してください。

【申請内：4月～翌年3月】

ステップ1
〈交付申請兼実績報告書：申請者〉



i. 申請が可能なタイミング


- ・空き家バンク登録物件(空き家等購入)売買契約締結、所有権移転登記、代金支払いが完了し、さらに当該物件へ住民票を移動したら

ii. 提出書類

- ・様式第7号(第11条関係)交付申請書兼実績報告書(空き家等購入)
- ・別紙1誓約書
- ・住民票(写) ※みなかみ町役場町民福祉課発行
- ・戸籍の附票 ※本籍地自治体発行
- ・売買契約書等(写)
- ・登記簿謄本(写)
- ・領収書等
- ・様式第10号(第13条関係)交付請求書
- ・補助金振込先がわかる口座情報(通帳等)

【提出後：1カ月程度】

ステップ2
〈交付決定兼確定：みなかみ町〉



提出

- ・ステップ1で提出された書類確認
- ・確認後、問題なければ交付決定兼確定通知書の送付
- ・指定口座へ補助金振込

送付・振込

みなかみ町空き家バンク活用補助金(空き家等購入) 概要

【対象者】

空き家バンク登録物件を購入し、次のいずれかに該当する方

- (1)住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定により本町の住民基本台帳に登録され、かつ、補助金の申請時に夫婦の年齢の合計が90歳未満（以下「若年夫婦」という。）であること。
- (2)または本町に転入した者にあつては、転入の届出の日から3月以内の者で、当該転入の際に継続して3年以上本町以外の市区町村の住民基本台帳に登録されていた者であること。

上記に該当する方で、次のいずれにも該当しない方

- (1)定住を前提に3年以上本町に生活基盤をおく意思がない者
- (2)補助対象者及びその属する世帯員のいずれかに町税等（住民税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料をいう。）の滞納がある者
- (3)所有者等と3親等以内の親族である者
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団等の構成員及び破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属している者
- (5)当該補助金の交付を一度受けている者又はその世帯に属する者。ただし、既に賃貸借補助金の交付を受けた者でその後空き家等を購入したものは、補助対象者とする。

※詳しくは「みなかみ町空き家バンク活用補助金交付要綱」をご確認ください

【補助金の額】

対象補助金	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額	交付時期
空き家等購入補助金	若年夫婦	空き家等の購入代金（宅地のみ購入の場合も含む。）に要した経費	対象経費の1/10以内	1,000,000円	購入契約が成立した後に、購入者が本町に住民票を移し、購入代金の支払いを完了したとき。 宅地のみ購入の場合は、新築住宅の工事が完成し、みなかみ町への住民登録が確認できたとき。
空き家等購入補助金	上記以外で転入者	空き家等の購入代金（宅地のみ購入の場合も含む。）に要した経費	対象経費の1/10以内	500,000円	購入契約が成立した後に、購入者が本町に住民票を移し、購入代金の支払いを完了したとき。 宅地のみ購入の場合は、新築住宅の工事が完成し、みなかみ町への住民登録が確認できたとき。